

株 主 各 位

大阪府中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社  
取締役社長 常 陰 均

## 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第138期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って平成21年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時〔午前9時開場〕
- 場 所 大阪府中央区北浜四丁目5番33号  
住友ビルディング12階会議室
- 会議の目的事項  
報告事項
  - 第138期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第138期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役12名選任の件
  - 第4号議案 監査役2名選任の件
- 議決権行使についてのご案内  
電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合、その他議決権行使に関する事項は、次頁の《議決権行使についてのご案内》をご参照ください。
- 株主様へのお願い  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。）

以 上

### （株主様へのお知らせ方法）

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（[http://www.sumitomotrust.co.jp/IR/company/jp/kabunushi\\_html/sokai.html](http://www.sumitomotrust.co.jp/IR/company/jp/kabunushi_html/sokai.html)）において、掲載することによりお知らせいたします。

《議決権行使についてのご案内》

1. 書面（議決権行使書郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成21年6月25日（木曜日））午後5時までに到着するようご返送ください。

2. 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及び仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日（平成21年6月25日（木曜日））午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際の、プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer5.5 SP2以上またはNetscape6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
- （Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。  
Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

当社証券代行部 専用ダイヤル ☎ 0120-186-417 (24時間受付)  
<用紙の請求等、その他の照会> ☎ 0120-176-417 (平日：午前9時～午後5時)

3. 機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ICJ）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### 〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループ（当社、連結される子会社及び子法人等ならびに持分法適用の関連法人等）は、信託銀行業を中心に、リース、クレジットカード、ベンチャーキャピタル、投信委託等の金融サービスならびに住宅仲介、シンクタンク等に至る幅広いサービスの提供を行っております。グループ会社のうち、連結される子会社及び子法人等は37社、持分法適用の関連法人等は8社であります。

なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

##### 〔金融経済環境〕

当連結会計年度における、わが国経済を見ますと、昨年秋以降、米国大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻を契機として国際金融市場の混乱が深刻化し、世界景気が急速に冷え込む中で、わが国の輸出や生産は過去に例を見ないペースで減少し、実質経済成長率は大幅なマイナスに転落しました。

こうした中、株価や為替は動きの激しい展開となり、昨年6月に1万4千円を上回っていた日経平均株価は、バブル崩壊後の最安値を更新する7千円台前半まで下落しました。また円ドルレートは、期初の1ドル＝110円前後から、一時80円台まで円が上昇しました。

欧米では、多くの金融機関の資産内容が劣化し、金融市場では流動性が著しく低下するとともに、実態経済の悪化も顕著になりました。こうした事態を受けて、欧米の中央銀行は政策金利を大幅に引き下げ、短期金融市場に潤沢な資金供給を行うなど様々な対策を講じました。また、米国政府は、本年1月に就任したオバマ大統領の下、総額7千8百億ドルを超える大規模な景気刺激策を打ち出しました。

この間日本銀行は、政策金利を0.1%まで引き下げるとともに、企業金融を円滑化するための様々な措置を実施しました。また、福田内閣の後を継いで昨年9月に発足した麻生内閣は、事業規模にして50兆円以上の景気対策をまとめました。

##### 〔企業集団をめぐる事業の経過及び成果〕

このように金融経済環境が変化する中、当社グループは、当社グループの有する「オンバランスの金融仲介機能」と「オフバランスの金融仲介機能」を活用し、個人及び法人のお客様のニーズに対して最適な投資機会や調達手段を提供する「資産運用型金融ソリューショングループ」への進化に向けて、経営システムの変革や事業戦略等を着実に進めてまいりました。

##### 〔経営システムの変革〕

リテール事業とホールセール事業との連携推進、注力業務領域における営業開発力強化等を目的として、顧客グループに役員マトリックス責任担当制を導入しました。具体的には、リテール事業・ホールセール事業全般を統括する役員と併せ、両事業を横断する「PB（プライベートバンキング業務）・投資営業」「プロダクツ」「営業開発」の業務領域を担当する役員ならびに、顧客グループの横断的な情報開発活動を推進するため情報開発担当役員を配置しました。

併せて、国内外の金融市場の激変と国内企業を取巻く事業環境の急速な悪化を踏まえ、与信管理態勢を強化する狙いから、審査体制を再編し、審査第一部・審査第二部からなる「融資管理グループ」を新設しました。

## 【多様な機能を活用したトータルソリューションの提供～ハイブリッド型事業の展開】

また、「銀行・信託・不動産事業」を兼営する信託銀行としての各事業の強みを更に強化し、当社グループ内の専門性の高い多様な機能を融合させることにより、単一の事業・サービスでは解決することのできない課題に対して、複合的なサービスを活用してトータルソリューションを提供する、投資営業、ウェルスマネジメント事業（個人富裕層向けサービス）、不動産総合事業等の「ハイブリッド型事業」の展開に注力しました。

## 【コンプライアンス、リスク管理及び人材育成の充実】

事業環境が大きく変化し、社会の要請や法令への対応、リスク管理態勢等の多様化・高度化の必要性が増す中、お客様へのサービス向上の観点にも十分配慮しつつ、コンプライアンス、リスク管理に当社グループ全体で積極的に取り組むとともに、専門力・総合力の引き上げ等の人材育成に注力しました。

### （事業セグメント別の経過等）

銀行信託事業について、概況は以下のとおりです。

#### ① リテール事業

個人年金保険商品・投資信託商品のラインアップ拡充、富裕層向けの投資一任契約商品「すみしんファンドラップ」の取扱い開始、開業医向け教育ローンの取扱い開始等、商品・サービスの拡充に取り組むとともに、住宅ローン業務においては、首都圏・近畿圏における契約時の受付部署の集約化等を実施し、お客様の利便性向上に努めました。

また、お客様のニーズに合致した運用商品や解決策の提案を通じて、資産運用・資産管理のメインバンクをめざしたコンサルティング・プロセスの確立に注力しました。

#### ② ホールセール事業

世界的な金融市場の混乱の影響により、海外資産担保証券の減損処理や国内の一部貸出先の業況悪化等により与信関係費用が発生したものの、国内企業の借入需要の増加を受けて、製造業向けを中心に積極的に貸出を伸張させるとともに、高格付かつ高採算の国内円貨貸出に注力し、与信ポートフォリオの変革を推進しました。また、証券代行業業では、日本T Aソリューション株式会社と協働で、本年1月実施の株券電子化制度への移行に円滑に対応しました。

#### ③ 不動産事業

主力の不動産仲介業務においては、不動産市況が急激に冷え込む中、不動産情報の開発・流通体制を強化することで、個人・法人双方のお客様との取引の拡充に努めました。

不動産証券化受託業務については、新規受託案件が減少する中、委託替え案件の獲得等により、着実に残高を伸ばしました。また、不動産投資マネージ業務については、住信不動産投資顧問株式会社が、運用するファンドの内部成長に注力し、安定収益確保に努めました。

#### ④ 受託事業

年金・投資マネージ・証券管理サービス事業から成る受託事業は、金融市場の未曾有の混乱により、運用商品のパフォーマンスの悪化や受託資産の時価が減少する中での業務運営となりましたが、当社の強みである目細かいコンサルティング営業の徹底によりお客様からの信頼の向上を図り、受託資産残高の維持に努めました。確定拠出年金業務では、確定拠出年金専用のWEBサイトである「すみしん確定拠出年金ネットサービス」の更改を実施し、加入者向けサービスの向上に取り組みました。また、Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.) を中心とするグローバルカस्टディ業務や日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社における証券管理業務についても、特色ある高品質なサービスを継続して提供することで機関投資家からの資産移管等に努め、受託資産残高を堅調に伸ばしました。

## ⑤ マーケット資金事業

金融市場が混乱する中、マクロ的な経済環境判断に基づく的確なポジション管理と効果的な財務マネージの実践により、収益の拡大・安定化に大きく貢献しました。また、商品開発のスピードアップを図り、仕組み預金等のデリバティブを活用した投資商品供給体制を強化しました。

リース事業及び関連会社における金融関連事業についての概況は以下のとおりです。

住信リース株式会社と住信・松下フィナンシャルサービス株式会社は、昨年3月に持株会社設立以降、相互の人材交流を実施しながら、広範な事業基盤を活用した多様な金融機能の提供を通じて、リース取扱高の伸張及び総合ファイナンス会社への転換を進めました。

ファーストクレジット株式会社は、不動産市況の急激な悪化の影響を大きく受け、多額の与信関係費用を計上したことを踏まえ、抜本的な与信管理態勢の強化とビジネスモデルの再建に取り組みました。

ライフ住宅ローン株式会社は、独自のコンサルティング型審査モデルを強みに、グループ各社と連携し、貸出残高・収益を伸張させました。

住信カード株式会社は、会員優遇制度及び富裕層向けカードの取扱いの推進や、開業医向けローンの取扱いを開始し、富裕層向け商品ラインアップの拡充に注力しました。

住信アセットマネジメント株式会社は、株式マーケットの下落・円高等による運用資産の時価下落の影響を受けたものの、当社リテール事業との連携、投資信託の販売会社網拡大に向けた営業の強化等により、流出額を上回る新規の投資資金を獲得しました。

株式会社住信基礎研究所は、不動産市場・不動産金融に関する専門コンサルティング機関として、機関投資家等の新たなお客様からの業務受託を伸張させる等、引続き当社グループのブランド力牽引に貢献しました。

すみしん不動産株式会社は、不動産市況が悪化する中、法人向け業務用仲介案件の取扱いは減少したものの、グループ各社との連携を深め、個人向け住宅仲介収益を着実に積上げ、業績の維持に努めました。

ビジネクスト株式会社は、貸金業法改正等の影響を受けたものの、与信管理の厳格化を行いつつ、不動産担保ローン・診療報酬債権担保ローン等の積上げを図り、堅実な事業推進に努めました。

トップリート・アセットマネジメント株式会社は、大幅な資産残高の拡大が期待できない環境下、保有物件の稼働率引き上げを図る等、既存物件の価値向上に注力し、市場からの信頼の維持に努めました。

## (事業の成果)

### ① 当連結会計年度の業績

当連結会計年度の「実質業務純益<sup>(注1)</sup>」は、投資信託販売や不動産仲介の減少等による役務取引等利益の減益の一方で、国債等債券損益などの市場性関連収益が大幅に増加したことにより、前年同期比242億円増益の2,411億円となりました。

経常利益は、「実質与信関係費用<sup>(注2)</sup>」の増加に加え、株価下落に伴う減損処理などにより、同1,073億円減益の296億円となりました。これに退職給付信託設定益の計上を加え、当期純利益は、同743億円減益の79億円、1株当たり当期純利益は4円74銭となっております。

実質与信関係費用は、海外資産担保証券につき前年度並みの高水準の減損処理を実施したことに加え、国内企業業績の急速な悪化傾向を踏まえ債務者区分を保守的に見直したこと、ならびに、グループ会社において不動産担保貸付に係る担保評価を全面的に見直し、引当を強化したことにより、1,700億円の費用計上となりました。

## ② セグメントの状況

セグメント別の経常利益ならびに内部取引消去前の経常利益に占める割合は次のとおりであります。

まず、事業の種類別セグメントにつきましては、銀行信託事業が562億円（189.1%）、リース事業が50億円（16.9%）、金融関連事業が△315億円（△106.0%）となりました。また、所在地別セグメントにつきましては、日本が740億円（229.5%）、米州が△113億円（△35.2%）、欧州が△326億円（△101.1%）、アジア・オセアニアが22億円（6.8%）となりました。

## ③ 資産負債の状況

連結総資産は、表示方法の変更による影響（金融派生商品に係る資産と負債の相殺方法の変更により3兆1,225億円減少）を控除した実質ベースでは前年度末比2兆2,719億円増加し期末残高は21兆3,301億円、連結純資産は、その他有価証券評価差額金の減少等により、同169億円減少し期末残高は1兆2,640億円となりました。

主な勘定残高といたしましては、貸出金は、良質な資金需要への積極的な取組み等により、同4,833億円増加し期末残高は11兆2,296億円、有価証券は、同1,923億円増加し期末残高は4兆7,948億円となりました。預金は、定期預金の増加を主因に、同332億円増加し期末残高は11兆9,090億円となりました。

なお、当社の信託財産総額（単体）は、金銭信託の減少を主因として、前年度末比7兆7,631億円減少し期末残高は82兆7,709億円となりました。

## 【企業集団が対処すべき課題】

経済情勢が深刻化する中、従来の価値観・行動原則からの脱却が求められる新たな環境を迎えておりますが、当社グループは、こうした「新環境」のもとで、複雑化するお客様のニーズに対し、当社グループ内の多様な金融機能を駆使して的確にトータルソリューションを提供していくことを通じて、お客様からの信頼を高め、「新環境」を乗り切ってまいります。

## 【「5大機能」の徹底強化】

具体的には、当社グループの「5大機能」即ち、

- 法人及び個人のお客様の、資産運用、資産保全等に関するニーズに対し、運用商品の販売・運用コンサルティングのサービス提供を行う「投資営業機能」
- お客様に販売する運用商品を組成・運用する他、年金基金のお客様に運用・管理等の様々なサービスを提供する「投資マネージ・年金機能」
- 資産再構築・負債圧縮・事業再編等に関するニーズに対し、不動産仲介、不動産、金銭債権、動産の流動化、M&A仲介等のサービス提供を行う「アセット仲介機能」
- 効率化・事務代行等のニーズに対し、証券管理、証券代行、海外カストディ、遺言信託、遺産整理等のサービスを提供する「資産管理・事務代行機能」
- 預金・借入・資金決済等のニーズに対し、受与信・決済等のサービスを提供する「バンキング機能」

を縦横無尽に活用して「新環境」におけるお客様の課題に的確に応え、外部環境に大きく左右されることのない基礎収益力の徹底強化と、収益の安定的成長を実現するマーケットシェア拡大・新マーケット開拓を進めてまいります。

## 【信託事業の強化、新成長事業の育成】

また、競争環境が一段と激化する中、当社グループの競争力の源泉である信託機能を前面に打ち出した特色ある事業展開を進めていくべく、信託機能を活用した新商品・新サービス・新規事業の開発に注力いたします。こうした新商品・新サービス・新規事業を推進する専門部署として信託開発部を新設し、わが国金融界における「信託の旗手」としての地位の確立に努めてまいります。

## 【事業部制の廃止、経営・事業インフラの充実】

上記「5大機能」を駆使した総合的な課題解決力・提案力の強化に向けて、従来存在していた各事業間の壁を越えた全社横断的な商品開発・能力開発・事業展開、ならびに役職員一人ひとりの意識改革を実現するべく、事業部制を廃止いたします。

併せて、与信判断・管理プロセスの高度化を通じた与信管理態勢の強化をはじめとするリスク管理態勢の一層の整備や、業務効率化の徹底推進、総合力と専門力を兼ね備えた「住信人材」の育成等により、当社グループの持続的成長を可能とする経営・事業インフラの充実を図ってまいります。

このような事業活動を通じまして、徹底した自己変革を実現し、「新環境」のもとで「信託らしい」「住信ならではの」事業展開を推進することにより「資産運用型金融ソリューショングループ」への進化を加速させるべく、役職員一同全力を尽くす所存であります。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(注1) 実質業務純益とは、銀行の実勢ベースの収益力を表す指標として用いられております。

(注2) 実質与信関係費用とは、与信関係費用に株式等関係損益や、内外クレジット投資を目的とした有価証券投資に係る費用等、及び持分法による投資損益のうち持分法適用会社の与信関係費用を加えたものです。

(注3) 以上のご報告の計数につきましては、単位未満を切り捨てて記載しております。

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
連結経常収益	7,898	8,533	10,956	10,621
連結経常利益	1,719	1,701	1,369	296
連結当期純利益	1,000	1,038	823	79
連結純資産額	11,179	14,479	12,809	12,640
連結総資産	206,319	210,030	221,807	213,301

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位:億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
預 金	103,161	113,170	118,102	119,060
定期性預金	79,318	88,782	96,639	97,893
その他	23,843	24,388	21,462	21,166
貸 出 金	103,525	107,974	110,332	114,886
個人向け	15,285	17,467	18,025	18,458
中小企業向け	29,959	35,708	34,002	32,456
その他	58,280	54,798	58,304	63,972
特定取引資産 (トレーディング資産)	4,380	6,109	10,796	10,902
特定取引負債 (トレーディング負債)	728	557	3,396	1,317
有 価 証 券	59,380	55,044	48,911	50,910
国 債	13,859	11,233	10,884	17,686
その他	45,521	43,811	38,026	33,223
社 債	1,927	2,605	3,159	2,898
総 資 産	203,717	204,049	215,132	207,358
内国為替取扱高	787,463	986,111	1,026,184	990,798
外国為替取扱高	153,756 <sup>百万ドル</sup>	158,836 <sup>百万ドル</sup>	186,581 <sup>百万ドル</sup>	196,786 <sup>百万ドル</sup>
経 常 利 益	148,293 <sup>百万円</sup>	134,551 <sup>百万円</sup>	103,928 <sup>百万円</sup>	37,973 <sup>百万円</sup>
当期純利益	88,497 <sup>百万円</sup>	81,813 <sup>百万円</sup>	69,924 <sup>百万円</sup>	38,936 <sup>百万円</sup>
1株当たりの当期純利益	52 <sup>円</sup> 98 <sup>銭</sup>	48 <sup>円</sup> 89 <sup>銭</sup>	41 <sup>円</sup> 75 <sup>銭</sup>	23 <sup>円</sup> 25 <sup>銭</sup>
金 銭 信 託	12,181	9,054	6,982	6,081
貸 出 金	1,673	4,289	3,289	2,797
有 価 証 券	437	146	97	0
その他	10,070	4,618	3,595	3,283
貸 付 信 託	9,370	7,007	2,882	1,619
貸 出 金	3,844	—	—	—
有 価 証 券	96	—	—	—
その他	5,430	7,007	2,882	1,619
信 託 財 産	616,698	771,499	905,340	827,709
信 託 報 酬	68,900 <sup>百万円</sup>	73,226 <sup>百万円</sup>	74,641 <sup>百万円</sup>	64,478 <sup>百万円</sup>

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 「金銭信託」及び「貸付信託」は、元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）について記載しております。



### (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀行信託事業	リース事業	金融関連事業	銀行信託事業	リース事業	金融関連事業
使 用 人 数	7,722人	987人	1,256人	7,473人	1,146人	1,206人

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇用者を含んでおりません。  
 2. 使用人には、取締役を兼務していない執行役員を含んでおります。  
 3. 当社ならびに連結される子会社及び子法人等の使用人数を記載しております。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ. 銀行信託事業（当社）

国内：本店営業部（大阪府）、東京営業部、神戸支店、横浜支店、名古屋支店、千葉支店、ほか57店  
 （前年度末62店）

海外：ニューヨーク支店、ロンドン支店、シンガポール支店、上海支店（前年度末4店）

（注）営業所数には、出張所を含んでおります。

#### ロ. 銀行信託事業（主要な子会社及び子法人等）

主 要 な 会 社 名	主 要 な 営 業 所
日本T Aソリューション株式会社	本社（東京都）
The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited	本社（中華人民共和国香港特别行政区）
Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.	本社（ルクセンブルグ大公国）
Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)	本社（アメリカ合衆国）

#### ハ. リース事業

主 要 な 会 社 名	主 要 な 営 業 所
住信リース株式会社	本社（東京都）、大阪支店
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社	本社（大阪府）、首都圏支店（東京都）

#### ニ. 金融関連事業

主 要 な 会 社 名	主 要 な 営 業 所
ファーストクレジット株式会社	本店（東京都）、大阪支店
ライフ住宅ローン株式会社	本店（東京都）、大阪支店

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行信託事業	8,829
リース事業	69
金融関連事業	164
合計	9,063

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社ならびに連結される子会社及び子法人等の設備投資の総額を記載しております。

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行信託事業	住友ビル移転	825
	南館売却	
合計		825

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況  
(連結される子会社及び子法人等)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
住信振興株式会社	大阪市中央区	ビル管理業務	昭和23年 6月30日	百万円 50	% 100.00	—
住信保証株式会社	東京都中央区	ローン 保証業務	昭和52年 8月25日	百万円 300	% 100.00	—
住友信託財務(香港) 有限公司 (The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited)	中華人民共和国 香港特別行政区	金融業務	昭和53年 7月4日	百万円 4,421 ( 万米ドル 4,500)	% 100.00	—
ファーストクレジット 株式会社	東京都千代田区	金銭貸付業務	昭和54年 3月23日	百万円 13,500	% 100.00	—
スミトモ トラスト アンド バンキング (ルクセン ブルグ) エス・エー (Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市	信託業務 金融業務 証券業務	昭和60年 4月22日	百万円 2,947 ( 万米ドル 3,000)	% 100.00	—
住信リーシング& フィナンシャルグループ 株式会社	大阪市北区	リース関連子 会社の経営管 理業務	平成20年 3月31日	百万円 50	% 100.00	—
住信リース株式会社	東京都千代田区	リース業務	昭和60年 7月1日	百万円 5,064	% 100.00 (100.00)	—
すみしんウェルス パートナーズ株式会社	東京都中央区	コンサルティ ング業務	平成元年 11月6日	百万円 155	% 100.00	—
ライフ住宅ローン 株式会社	東京都中央区	金銭貸付業務	平成4年 1月22日	百万円 1,000	% 100.00	—
住信ビジネスサービス 株式会社	東京都府中市	事務代行業務 人材派遣業務	平成7年 7月3日	百万円 80	% 100.00	—
エステイービー プリファード キャピタル (ケイマン) リミテッド (STB Preferred Capital (Cayman) Limited)	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 ジョージタウン市	金融業務	平成11年 2月12日	百万円 2,000	% 100.00	—
スミトモ トラスト アンド バンキング カンパニー (ユー・エス・エー) (Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.))	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 ホーボーケン市	金融業務 信託業務	平成14年 5月20日	百万円 5,502 ( 万米ドル 5,600)	% 100.00	—
住信不動産投資顧問 株式会社	東京都千代田区	投資助言業務 投資運用業務	平成17年 11月7日	百万円 300	% 100.00	—

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
エステービー プリファード キャピタル2 (ケイマン) リミテッド {STB Preferred Capital 2 (Cayman) Limited}	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 ジョージタウン市	金融業務	平成17年 11月21日	百万円 1,500	% 100.00	—
エステービー プリファード キャピタル3 (ケイマン) リミテッド {STB Preferred Capital 3 (Cayman) Limited}	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 ジョージタウン市	金融業務	平成19年 2月14日	百万円 1,500	% 100.00	—
エステービー プリファード キャピタル4 (ケイマン) リミテッド {STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited}	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 ジョージタウン市	金融業務	平成20年 5月26日	百万円 1,600	% 100.00	—
エステービー プリファード キャピタル5 (ケイマン) リミテッド {STB Preferred Capital 5 (Cayman) Limited}	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 ジョージタウン市	金融業務	平成20年 11月26日	百万円 900	% 100.00	—
日本T Aソリューション 株式会社	東京都府中市	情報処理業務 計算受託業務	平成10年 7月1日	百万円 2,005	% 80.00	—
エステービー オメガ インベストメント リミテッド {STB Omega Investment Limited}	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 ジョージタウン市	金融業務	平成18年 6月6日	百万円 5,895 ( 万米ドル 6,000)	% 75.00	—
住信・松下フィナンシャル サービス株式会社	大阪市北区	リース業務 割賦購入 あっせん業務 クレジット カード業務	昭和42年 2月27日	百万円 20,520	% 66.00 (66.00)	—
住信カード株式会社	東京都中央区	クレジット カード業務	昭和58年 6月24日	百万円 50	% 95.00 (45.00)	—
住信インベストメント 株式会社	東京都中央区	ベンチャーキャ ピタル業務	平成12年 3月22日	百万円 35	% 100.00 (60.00)	—
住信情報サービス 株式会社	大阪府豊中市	情報処理業務 計算受託業務	昭和48年 2月12日	百万円 100	% 100.00 (65.00)	—
住信アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区	投資運用業務 投資助言業務	昭和61年 11月1日	百万円 300	% 100.00 (70.00)	—
株式会社住信基礎研究所	東京都中央区	調査研究業務 コンサルティング業務 投資助言業務	昭和63年 7月1日	百万円 300	% 100.00 (70.16)	—

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
すみしん不動産株式会社	東京都中央区	不動産 仲介業務	昭和61年 1月24日	百万円 300	% 100.00 (95.00)	—

(持分法適用の関連法人等)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
住信SBIネット銀行 株式会社	東京都港区	銀行業務	昭和61年 6月3日	百万円 22,500	% 50.00	—
日本ペンション・オペ レーション・サービス 株式会社	東京都中央区	年金給付金等 計算業務 事務代行業務	平成16年 12月21日	百万円 1,500	% 50.00	—
ビジネクス株式会社	東京都千代田区	金銭貸付業務	平成13年 1月18日	百万円 9,000	% 40.00	—
すみしんライフカード 株式会社	東京都千代田区	クレジット カード業務	平成16年 10月27日	百万円 255	% 40.00	—
人事サービス・コンサルティ ング株式会社	東京都中央区	人事関連サー ビス業務	平成14年 5月20日	百万円 519	% 38.89	—
トップリート・アセット マネジメント株式会社	東京都中央区	投資法人資産 運用業務	平成16年 10月22日	百万円 300	% 38.00	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	平成12年 6月20日	百万円 51,000	% 33.33	—
日本トラスティ情報システム 株式会社	東京都府中市	情報処理業務 計算受託業務	昭和63年 11月1日	百万円 300	% 33.33 (28.33)	—

- (注) 1. 資本金は百万円未満を、当社が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 外国通貨建の資本金については、決算日の為替相場による円換算額を記載しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、連結される子会社及び子法人等による間接所有の割合であります。
4. STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limitedは平成20年5月26日に、優先出資証券の発行を行う目的で設立しております。
5. STB Preferred Capital 5 (Cayman) Limitedは平成20年11月26日に、優先出資証券の発行を行う目的で設立しております。
6. すみしんライフカード株式会社は、平成20年12月17日付増資に伴う議決権比率の低下により、連結される子会社及び子法人等から除外し、持分法適用の関連法人等としております。
7. 重要な業務提携の概況
- ・当社は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び自動預入れ、窓口及びテレホンバンクサービス、インターネットバンクサービスでの相互送金、ならびに、ゆうちょ定時定額自動口座振替サービス「ゆうゆうバック」を行っております。
  - ・当社は、株式会社イーネットと提携し、共同ATM運営事業に参加することにより、提携しているコンビニエンス・ストア等において現金自動設備による現金自動引出し、自動預入れ及び振り込みのサービスを行っております。
  - ・当社は、株式会社セブン銀行と共同ATMに関する業務提携契約を締結し、現金自動設備による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
  - ・当社は、平成21年3月末日現在、86の金融機関、事業会社及び財団法人と代理店契約を締結し、お客様に対して信託サービスを行っております。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(平成20年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職	その他
高 橋 温	*取締役会長		花王株式会社 社外取締役 京阪電気鉄道株式会社 社外取締役	
幡 部 高 昭	*取締役副会長			
常 陰 均	*取締役社長	業務監査部統轄		
大 塚 明 生	*取締役 (専務執行役員を兼務)	受託事業部門長		
向 原 潔	*取締役 (専務執行役員を兼務)	顧客グループ・近畿圏統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員		
杉 田 光 彦	*取締役 (専務執行役員を兼務)	顧客グループ・ホールセール統括役員 兼顧客グループ・プロダクツ副担当役員 兼顧客グループ・大企業取引店部統括役員 兼顧客グループ・地方総合店統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員 投融资管理グループ長	日本オーチスエレベーター株式会社 社外監査役	
安 藤 友 章	*取締役 (専務執行役員を兼務)	顧客グループ長 兼顧客グループ・リテール統括役員 兼顧客グループ・リテール営業店統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員		
草 川 修 一	取締役 (常務執行役員を兼務)	本店総括部、総務部、人事部、 リスク統括部、調査部統轄		
服 部 力 也	取締役 (常務執行役員を兼務)	顧客グループ・不動産部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員		
筒 井 澄 和	取締役 (常務執行役員を兼務)	マーケット資金事業部門長		
大 久 保 哲 夫	取締役 (常務執行役員を兼務)	企画部統轄 顧客グループ営業店部業推役員	住友成泉株式会社 社外監査役	
佐 谷 戸 淳 一	取締役 (常務執行役員を兼務)	管理部、業務管理部、事務推進 部統轄		
鈴 木 優	常任監査役(常勤)			
高 村 幸 一	監査役(常勤) (社外監査役)			
野 口 裕 史	監査役(常勤)			
前 田 庸	監査役 (社外監査役)		株式会社東京証券取引所 グループ 社外取締役 株式会社東京証券取引所 社外取締役	
平 尾 光 司	監査役 (社外監査役)		専修大学経済学部教授	

(注) 1. \*を付した取締役は、代表取締役であります。

2. 監査役 高村幸一、前田 庸及び平尾光司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

3. 監査役 平尾光司は、平成21年3月31日付をもって専修大学経済学部教授を退任しております。

4. 平成21年4月1日付をもって、事業部制を廃止したことに伴い、取締役の担当を一部次のとおり変更いたしました。  
 (\*を付した取締役は、代表取締役であります。)
- |      |                     |   |
|------|---------------------|---|
| 大塚明生 | *取締役<br>(専務執行役員を兼務) | 受託事業統括役員  |
| 杉田光彦 | *取締役<br>(専務執行役員を兼務) | 顧客グループ・ホールセール事業統括役員<br>兼顧客グループ・プロダクツ副担当役員<br>兼顧客グループ・大企業取引店部統括役員<br>兼顧客グループ・地方総合店統括役員<br>兼顧客グループ営業店部業推役員<br>兼投融资管理グループ長 |
| 安藤友章 | *取締役<br>(専務執行役員を兼務) | 顧客グループ長<br>兼顧客グループ・リテール事業統括役員<br>兼顧客グループ・リテール営業店統括役員<br>兼顧客グループ営業店部業推役員   |
| 服部力也 | 取締役<br>(常務執行役員を兼務)  | 顧客グループ・不動産事業統括役員<br>兼顧客グループ営業店部業推役員   |
| 筒井澄和 | 取締役<br>(常務執行役員を兼務)  | マーケット資金事業統括役員   |
5. 当社では、環境の変化に対応した経営の意思決定・戦略の遂行・リスク管理を迅速に行うため、執行役員制度を導入しております。平成21年4月1日現在の取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当
浅井英彦	常務執行役員	顧客グループ・海外業務・海外店統括役員 兼顧客グループ・ホールセール事業副統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員
縄田満児	常務執行役員	投融资管理グループ・審査第一部担当役員 審査第一部長
雨宮秀雄	常務執行役員	顧客グループ・プロダクツ担当役員 兼顧客グループ・海外業務・海外店副統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員
鈴木郁也	常務執行役員	顧客グループ・プライベートバンキング事業・投資営業担当役員 兼顧客グループ営業店部業推役員
穂積孝一	常務執行役員	業務部統轄 顧客グループ・プロダクツ副担当役員 兼投融资管理グループ・審査第二部担当役員 兼顧客グループ営業店部業推役員 審査第二部長
八木康行	常務執行役員	顧客グループ・営業開発担当役員 兼企画部副統轄役員 兼顧客グループ営業店部業推役員
片岡健	執行役員	本店営業第一部長
柴田重政	執行役員	顧客グループ・情報開発担当役員 兼顧客グループ・プロダクツ副担当役員 兼顧客グループ・プライベートバンキング事業・投資営業副担当役員
今仲政幸	執行役員	東京営業第二部長
北野幸広	執行役員	受託事業副統括役員
森伊吹	執行役員	顧客グループ・リテール事業副統括役員 兼顧客グループ・営業開発副担当役員 兼顧客グループ営業店部業推役員
日野和徳	執行役員	証券代行部長
坪井達也	執行役員	業務監査部長
野原幸二	執行役員	名古屋地区統括支配人兼名古屋支店長
稲垣光司	執行役員	東京営業第一部長
根本誠一郎	執行役員	総合運用部長
四十宮浩二	執行役員	本店
今井孝至	執行役員	京都支店長
田中敬士	執行役員	米州地区統括支配人兼ニューヨーク支店長

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	17名	499 (内、報酬以外 56)
監査役	6名	100 (内、報酬以外 6)
計	23名	599 (内、報酬以外 63)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役については月額50百万円、監査役については月額10百万円です。  
 3. 当社は、平成17年6月29日開催の第134期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、平成20年6月27日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する支給額56百万円、監査役1名に対する支給額6百万円が含まれております。なお、役員退職慰労金制度廃止時の打ち切り支給総額は、平成17年6月29日開催の第134期定時株主総会終結の時に在任していた取締役11名に対し1,053百万円、監査役5名に対し41百万円（うち社外監査役3名に対し7百万円）であり、それぞれ対象の役員の退任時に支給することとしております。  
 4. 上記には、直前の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役5名及び監査役1名を含んでおります。  
 5. 上記支給人数には、使用人兼務取締役1名を含んでおりますが、使用人分給与は支給していません。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼任その他の状況

氏 名	兼任その他の状況
前 田 庸	株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役 株式会社東京証券取引所 社外取締役
平 尾 光 司	専修大学経済学部教授

(注) 平尾光司は、平成21年3月31日付をもって専修大学経済学部教授を退任しております。

### (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
高 村 幸 一	4年9ヶ月	当期開催の取締役会18回中18回に、また監査役会15回中15回に出席	取締役会では、主に製造業出身の常勤監査役としての見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。なお、当社の複数の子会社の非常勤監査役（無報酬）を兼務し、企業集団全体の監査体制の強化に尽力しております。
前 田 庸	5年9ヶ月	当期開催の取締役会18回中18回に、また監査役会15回中15回に出席	取締役会では、主に法見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
平 尾 光 司	3年9ヶ月	当期開催の取締役会18回中16回に、また監査役会15回中15回に出席	取締役会では、主に金融機関の経営見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。



- (注) 1. 在任期間は、1ヶ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。  
 2. なお、社外監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会に出席して意見を述べるとともに、監査役会で決定した分担に基づき、本店の実地調査を行っております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
高 村 幸 一	当社は社外監査役の各氏との間に、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
前 田 庸	
平 尾 光 司	

### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	39	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 4. 当社の株式に関する事項

- (1) 株式数
- |          |      |             |
|----------|------|-------------|
| 発行可能株式総数 | 普通株式 | 3,000,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 普通株式 | 1,675,128千株 |

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 49,018名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	111,546 千株	6.66 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	107,981	6.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	85,631	5.11
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSIT RECEIPT HOLDERS	38,847	2.31
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	26,634	1.59
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	24,331	1.45
株 式 会 社 ク ボ タ	21,984	1.31
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	20,201	1.20
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT CHINA TREATY CLIENTS	19,001	1.13
野村信託銀行株式会社(投信口)	17,778	1.06

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は、銀行法施行規則に基づき、自己株式（525,453株）を控除して算定しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称		当社、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計額(注1、2)		その他
監査の職務を行った指定社員の氏名	所属する監査法人			
指定社員・業務執行社員 河合利治 指定社員・業務執行社員 白川芳樹 指定社員・業務執行社員 小倉加奈子	あずさ監査法人	①当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	359	(注3)
		②うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	287	
		③うち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	190	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額には当社が支払うこれらの合計額を記載しております。  
 3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である信託業務の内部統制監査、内部統制に関するアドバイザー業務等を委託し対価を支払っています。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性、審査体制及び法令等遵守体制その他の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況を特に考慮し、取締役と監査役が綿密な関係をとりつつ、会社法第340条等に基づき解任又は不再任の決定を行う方針であります。

#### ロ. 当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）が、当社の重要な子会社及び子法人等の監査をしている事実

当社の重要な子会社のうち、The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited、Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)、Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.、STB Omega Investment Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

## 6. 業務の適正を確保する体制

当社は、適切な経営管理のもと、業務の健全性及び適切性を確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）、顧客の保護及び利便性の向上の徹底ならびに各種リスクの的確な管理態勢の整備・確立に向けた方針を以下のとおり定めております。

＜取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞

- (1) 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役職員等の行動規範となる倫理憲章、社会活動憲章及びコンプライアンス方針を定める。
- (2) 取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための態勢を整備する。
- (3) 取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

＜取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制＞

取締役会は、文書管理及び情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

＜損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞

- (1) 業務執行に係るリスクとして、以下①～⑩のリスク（カテゴリー）を認識する。
  - ① 信用リスク：信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
  - ② 市場リスク：金利、株式、為替等の価格やレートの変動、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債の価値や収益が変動し、損失を被るリスク
  - ③ 流動性リスク：環境の急激な変化や当社の風評の悪化等により必要な資金が確保できなくなるリスク、あるいは、迅速かつ適切な価格で取引ができなくなるにより損失を被るリスク
  - ④ オペレーショナルリスク：業務の過程、役職員等の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク（以下の⑤～⑩のリスクを含む）
  - ⑤ 事務リスク：役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
  - ⑥ 情報セキュリティリスク：情報管理、システム障害、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスク
  - ⑦ コンプライアンスリスク：内外の法令・規制・社会規範の遵守を怠ったため罰則又はクレーム・訴訟を受ける、及び、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなる等により損失を被るリスク
  - ⑧ 人的リスク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク

- ⑨ イベントリスク：自然災害・戦争・犯罪等、非常事態の発生により損失を被るリスク
- ⑩ 風評リスク：マスコミ報道、風評・風説等により当社及び子会社等の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク

- (2) 取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、リスクカテゴリー毎の管理方針及びそれらを総合的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照する統合的リスク管理に係る方針（以下、あわせてリスク管理方針という）を定める。
- (3) 取締役会は、リスク管理方針に則り、リスク管理に関する取決めを定めた規程の整備、管理部署とその担当役員（取締役・執行役員）の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める態勢を整える。
- (4) 取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。
- (5) 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、リスク管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

- (1) 取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標の決定、各リスクカテゴリーへの効率的なリスク量配分（資本配分）及び各事業への効率的な経営資源の配分を行う。
- (2) 取締役会は、自己資本の充実による業務の健全性と自己資本の有効活用による業務の効率性の維持・向上を図るため、自己資本管理方針を定め、管理態勢を構築する。
- (3) 取締役会は、顧客の保護及び利便性の向上を図るため、顧客保護等管理方針を定め、管理態勢を構築して、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の苦情・相談等への対処、ならびに顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。
- (4) 取締役会は、各事業の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。
- (5) 取締役会は、月1回以上適宜開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。取締役会付議事項は、原則、事前に社長及び社長が指定する取締役等によって構成される経営会議で審議し、その決議を経る。
- (6) 取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として経営会議及び各審議会を設置するほか、必要に応じて提言機関として各委員会を設置する。
- (7) 取締役会は、各事業の責任を明確化し、取締役会で選任された執行役員が業務を執行することにより、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限及び責任を規定に定め、明確化する。
- (8) 取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャー委員会及びIR担当部署を設置し、当社の経営の透明性を確保する。

＜使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞

- (1) 取締役会は、役職員等の行動規範となる倫理憲章、コンプライアンス方針及びコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝えることにより徹底する。
- (2) 取締役会は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部署の担当役員（取締役・執行役員）が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
- (3) 取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス態勢や関連規定の整備及び研修を行う。また、全店部にコンプライアンス担当者を配置し、店部でのコンプライアンスの実践と研修を行う。
- (4) 取締役会は、内部通報の調査態勢及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接コンプライアンス委員会又は社外の弁護士に通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス委員会から取締役に報告する。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役に於いて報告する。
- (6) 取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、コンプライアンスに係る管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

＜会社情報の開示全般に係る内部統制の有効性を確保するための体制＞

- (1) 取締役会は、財務報告を含む会社情報の開示全般に係る内部統制の有効性を確保するため、情報開示統制方針を定め、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する体制を構築する。
- (2) 取締役会は、ディスクロージャー委員会を設置する。ディスクロージャー委員会は、情報開示に係る内部統制の適切な整備・運用のための具体的方策を検討する。

＜株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

- (1) 取締役会は、子会社等の業務の規模・特性に応じ、その業務運営を適正に管理し、コンプライアンス、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切な措置をとる。
- (2) 取締役会は、子会社等の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、子会社等との間で、業務運営に関する報告及び指導等の態勢を整備する。
- (3) 取締役会は、子会社等について総合的に把握・管理する部署（以下、連結経営推進部署という）に加え、各社毎に当社の所管部を定める。原則として所管部長等は、各社非常勤取締役に就任し、子会社等の経営へ参画し、指導する。
- (4) 連結経営推進部署及び所管部は、子会社等の実態把握及び指導等を行うほか、必要に応じ、当社関係各々が指導等を行う。連結経営推進部署及び所管部は、取締役会及び経営会議に対し、子会社等の概況を定期的に報告する。
- (5) 子会社等と当社及び他の子会社等との間の取引価格等は、マーケットプライスを基準として決定する。
- (6) 内部監査部署が法令等の範囲内で必要に応じて、子会社等に対して内部監査を実施し、取締役に監査結果を適時適切に報告する。

＜監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項＞

監査役の職務の執行を補助する専任組織として設置されている監査役室に、室長1名を含む相当数の使用人を置く。

＜監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項＞

監査役室の使用人は取締役の指揮命令を受けないものとし、使用人の人事・処遇関係については監査役と事前に協議する。

＜取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制＞

(1) 取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規則に規定する報告事項に加え、以下①～③の報告を監査役に対して行う。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、直ちに報告を行う。
- ② コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況の報告をその都度行う。
- ③ 定期的に又は監査役の求めに応じ、子会社等を含む業務執行状況の報告を行う。

(2) 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、内部監査の結果を監査役に対して報告する。

＜その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞

(1) 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役、執行役員及び使用人は協力する。

(2) 会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できるよう以下①～⑤の体制を構築する。

- ① 会計監査人は、監査役に監査計画を提出し意見交換を行う。
- ② 会計監査人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、監査役に通知を行う。
- ③ 会計監査人の再任及び報酬の適否については、監査役の事前承認を要することとする。
- ④ 会計監査人は、定期的に又は監査役の求めに応じて、監査役と会合をもち意見交換を行う。
- ⑤ その他、取締役、執行役員及び使用人は監査役が必要と認める体制の整備構築に協力する。

(3) 代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。

(4) 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。

(5) 監査役は、重要性等を考慮して子会社等の非常勤監査役を兼務するとともに、子会社等の取締役及び監査役等と意見交換を行う。

(6) 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

# 連 結 貸 借 対 照 表

平成 21 年 3 月 31 日 現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	605,348	預 讓 渡 性 預 金	11,909,027
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	9,597	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	2,303,517
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	295,941	売 現 先 勤 定	133,181
買 入 金 銭 債 権	455,019	特 定 取 引 負 債 金	1,236,775
特 定 取 引 資 産	1,089,812	借 外 国 為 替 債 金	131,605
金 銭 の 信 託	22,102	短 期 社 債 金	1,460,149
有 価 証 券	4,794,815	信 託 勤 定 借 債	532
貸 出 金	11,229,604	そ の 他 負 債 金	333,561
外 国 為 替	12,166	賞 与 引 当 金	556,622
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	668,368	退 職 給 付 引 当 金	547,115
そ の 他 資 産	1,411,193	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,002,600
有 形 固 定 資 産	129,530	偶 発 損 失 引 当 金	6,100
建 物	33,405	移 転 関 連 費 用 引 当 金	8,539
土 地	84,735	繰 延 税 金 負 債	890
リ ー ス 資 産	204	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,302
建 設 仮 勘 定	944	支 払 承 諾	698
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	10,241	負 債 の 部 合 計	34
無 形 固 定 資 産	142,913		5,878
ソ フ ト ウ ェ ア	35,330		422,947
の れ ん	106,980		20,066,080
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	602	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	207,740	資 本 金	287,537
支 払 承 諾 見 返	422,947	資 本 剰 余 金	242,555
貸 倒 引 当 金	△166,971	利 益 剰 余 金	463,346
		自 己 株 式	△453
		株 主 資 本 合 計	992,986
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△102,248
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,208
		土 地 再 評 価 差 額 金	△4,511
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△10,111
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△119,080
		少 数 株 主 持 分	390,146
		純 資 産 の 部 合 計	1,264,052
資 産 の 部 合 計	21,330,132	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	21,330,132

# 連結損益計算書

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		1,062,122
信託運用報	64,448	
信託運用報	371,801	
貸出金利息	207,679	
有価証券利息	140,904	
コーポレート債	2,479	
債券預そ	289	
の他	10,001	
の他	10,446	
の特	103,012	
の特	6,339	
の特	492,260	
の特	24,259	
経常費用	197,628	1,032,512
預讓性	92,882	
コーポレート債	18,672	
売渡手形	3,548	
先利	28,391	
借入金	550	
短期社債	11,394	
の他	2,381	
の特	12,849	
の特	26,957	
の特	27,351	
の特	58,367	
の特	316,830	
の特	211,096	
の特	221,238	
の特	82,957	
の特	138,280	
経常利益		29,609
固定償却	1,644	25,852
の特	905	
の特	23,301	
の特		1,896
の特	1,476	
の特	419	
経常利益		53,565
法人税	45,937	
法人税	△10,540	
経常利益		35,397
の特		10,221
の特		7,946



# 連結株主資本等変動計算書

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	287,537
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	287,537
資本剰余金	
前期末残高	242,555
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	242,555
利益剰余金	
前期末残高	483,686
当期変動額	
剰余金の配当	△28,468
当期純利益	7,946
自己株式の処分	△24
土地再評価差額金の取崩	206
当期変動額合計	△20,339
当期末残高	463,346
自己株式	
前期末残高	△441
当期変動額	
自己株式の取得	△66
自己株式の処分	54
当期変動額合計	△12
当期末残高	△453
株主資本合計	
前期末残高	1,013,338
当期変動額	
剰余金の配当	△28,468
当期純利益	7,946
自己株式の取得	△66
自己株式の処分	29
土地再評価差額金の取崩	206
当期変動額合計	△20,352
当期末残高	992,986

科 目	金 額
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	65,958
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△168,206
当期変動額合計	△168,206
当期末残高	△102,248
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	1,107
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,315
当期変動額合計	△3,315
当期末残高	△2,208
土地再評価差額金	
前期末残高	△4,306
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△205
当期変動額合計	△205
当期末残高	△4,511
為替換算調整勘定	
前期末残高	△4,729
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,381
当期変動額合計	△5,381
当期末残高	△10,111
評価・換算差額等合計	
前期末残高	58,029
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△177,109
当期変動額合計	△177,109
当期末残高	△119,080
少数株主持分	
前期末残高	209,586
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	180,560
当期変動額合計	180,560
当期末残高	390,146
純資産合計	
前期末残高	1,280,954
当期変動額	
剰余金の配当	△28,468
当期純利益	7,946
自己株式の取得	△66
自己株式の処分	29
土地再評価差額金の取崩	206
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,450
当期変動額合計	△16,902
当期末残高	1,264,052

## 第138期 連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結される子会社及び子法人等 37社

主要な会社名

住信リース株式会社  
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社  
ファーストクレジット株式会社  
すみしん不動産株式会社  
住信アセットマネジメント株式会社  
Sumitomo Trust and Banking Co. (U. S. A.)

なお、STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limitedほか2社は設立により、当連結会計年度から連結される子会社及び子法人等としております。

また、HEISEI MARINE S. A. は清算により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外しております。また、すみしんライフカード株式会社は増資に伴う議決権比率の低下により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外し持分法適用の関連法人等としております。

#### (2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

住信 i ファンド I 投資事業組合

ハミングバード株式会社ほか42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第63条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### (3) 開示対象特別目的会社に関する事項

会社法施行規則第4条の規定により、当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社1社は、重要性が乏しいものであるため注記を省略しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連法人等 8社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
住信 S B I ネット銀行株式会社  
ビジネクスト株式会社

なお、すみしんライフカード株式会社は増資に伴う議決権比率の低下により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外し持分法適用の関連法人等としております。

#### (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

住信 i ファンド I 投資事業組合

ハミングバード株式会社ほか42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第69条第1項第2号により持分法の対象から除いております。

また、その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

#### (1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

11月末日	1社
12月末日	10社
1月末日	5社
3月末日	21社

- (2) 11月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち1社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。  
また、当連結会計年度より、連結される子会社及び子法人等1社は決算日を8月末日から3月末日に変更しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
のれん及び負ののれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。
6. 会計処理基準に関する事項
- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準  
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。  
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
当社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |       |        |
|-------|--------|
| 建 物   | 3年～60年 |
| そ の 他 | 2年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準  
当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は61,232百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 移転関連費用引当金の計上基準

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15,058百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は14,924百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

- (ハ) 連結会社間取引等  
デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。  
なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。  
連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
- (14) 消費税等の会計処理  
当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

#### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号平成18年5月17日）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が668,368百万円、「有形固定資産」中の「リース資産」が204百万円、「その他の有形固定資産」が454百万円、「その他負債」が6,597百万円増加、「その他資産」が661,143百万円減少しております。また、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,286百万円それぞれ増加しております。

(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第26号平成20年12月5日）が公表されたことに伴い、同実務対応報告を適用し、平成20年12月26日に「其他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来に比べて保有した場合に比べ、「有価証券」は2,933百万円増加、「繰延税金資産」は1,191百万円減少、「其他有価証券評価差額金」は1,742百万円増加しております。なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「7. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

#### 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました資産の部の「金融派生商品」（当連結会計年度535,130百万円）、及び負債の部の「金融派生商品」（当連結会計年度459,873百万円）は、資産総額の100分の5以下となったため、当連結会計年度より「その他資産」、及び「その他負債」に含めて表示しております。

(デリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債の表示方法)

当連結会計年度より、「特定取引資産」及び「特定取引負債」並びに「その他資産」に含まれる金融派生商品及び「その他負債」に含まれる金融派生商品に計上しているデリバティブ取引に関し、個別の取引に係る信用リスクの軽減額を適正に表示するため、金融商品会計に関する実務指針に定める要件を満たす取引について、それぞれ相殺して表示しております。これにより、従来の方法に比べ「特定取引資産」及び「特定取引負債」は1,499,769百万円、「その他資産」及び「その他負債」は1,622,747百万円、それぞれ減少しております。

## 追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は14,255百万円増加、「繰延税金資産」は5,787百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は8,467百万円増加しております。

当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により提示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。

また、有価証券のうち、海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、外部業者から入手した価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は3,914百万円増加、「繰延税金資産」は1,589百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,071百万円増加、「その他の経常費用」は2,110百万円減少しております。

なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く） 57,543百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,990百万円、延滞債権額は133,070百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は5百万円であります。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,809百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は176,875百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,184百万円あります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産		
特 定 取 引 資 産	508,253百万円	
有 価 証 券	1,978,002百万円	
貸 出 金	564,548百万円	
リース債権及びリース投資資産	3,870百万円	
そ の 他 資 産	17,262百万円	
担保資産に対応する債務		
預 金	22,097百万円	
売 現 先 勘 定 金	1,236,775百万円	
借 用 金	722,281百万円	

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券699,234百万円、その他資産172百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,369百万円、保証金は16,681百万円、デリバティブ取引の差入担保金は50,144百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,486,202百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,079,786百万円あります。  
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同令第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。  
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,830百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 97,659百万円  
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 27,658百万円  
 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金150,000百万円が含まれております。  
 13. 社債には、劣後特約付社債541,622百万円が含まれております。  
 14. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託607,193百万円、貸付信託159,492百万円であります。  
 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は117,673百万円であります。  
 16. 1株当たりの純資産額 521円85銭  
 17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機械の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。  
 18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△238,929百万円
年金資産（時価）	227,146
未積立退職給付債務	△11,783
未認識数理計算上の差異	120,629
未認識過去勤務債務	1,043
連結貸借対照表計上額の純額	109,889
うち前払年金費用	118,428
退職給付引当金	△8,539

(連結損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、株式関連派生商品取引に係る収益7,396百万円、株式等売却益7,229百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、株式等償却51,906百万円、内外クレジット投資関連の有価証券の減損損失48,928百万円を含んでおります。なお、当連結会計年度より内外クレジット投資関連の有価証券の処理に伴う損失については、「その他の経常費用」に含めて計上することとしております。
- 「その他の特別利益」は、退職給付信託設定益21,538百万円及びレボ取引に係る誤納金返還等請求訴訟の判決の確定に伴う還付加算金1,763百万円であります。
- 1株当たり当期純利益金額 4円74銭

(連結株主資本等変動計算書関係)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式 普通株式	1,675,128	—	—	1,675,128	
自己株式 普通株式	477	109	61	525	注1、2

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加109千株は単元未満株式の買取による増加であります。  
 2. 普通株式の自己株式数の減少61千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

## 2. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	14,234百万円	8.50円	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	14,234百万円	8.50円	平成20年9月30日	平成20年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの  
平成21年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

- ① 配当金の総額 2,511百万円
- ② 1株当たり配当額 1円50銭
- ③ 基準日 平成21年3月31日
- ④ 効力発生日 平成21年6月29日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

### (有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

#### 1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	735,197	394

#### 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	331,712	338,881	7,169	7,169	0
地方債	50	50	0	0	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	24,288	24,431	142	142	0
その他	301,180	298,294	△2,885	12,322	15,208
外国債券	301,180	298,294	△2,885	12,322	15,208
合計	657,231	661,657	4,426	19,635	15,208

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格をもって時価としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって時価としております。これにより、外部業者から入手した価格をもって時価とした場合に比べ、「外国債券」の時価及び差額は24,401百万円増加しております。

なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。



3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	432,655	408,214	△24,441	45,775	70,216
債券	1,540,872	1,561,195	20,323	22,416	2,093
国債	1,416,534	1,437,271	20,737	22,105	1,368
地方債	11,758	11,766	7	21	13
短期社債	—	—	—	—	—
社債	112,580	112,158	△421	289	711
その他	2,126,369	2,061,444	△64,925	14,383	79,309
外国株式	346	483	136	149	12
外国債券	1,634,165	1,588,837	△45,328	10,677	56,006
その他	491,857	472,123	△19,733	3,556	23,289
合計	4,099,898	4,030,854	△69,043	82,575	151,618

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。
- 当連結会計年度における減損処理額は、106,086百万円（うち、株式30,835百万円、社債1,283百万円、外国債券52,686百万円、その他21,280百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要留意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。
4. 変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「国債」の連結貸借対照表計上額及び評価差額は14,255百万円増加しております。
- 当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により提示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。
5. 海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、外部業者から入手した価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「外国債券」の連結貸借対照表計上額は3,914百万円増加、評価差額は1,804百万円増加しております。
- なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	9,096,368	148,577	19,077

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場内国債券	265,350

7. 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部について、「満期保有目的の債券」に区分を変更しております。当該区分変更は、海外クレジット投資関連の資産担保証券の市場における取引が著しく停滞していることなどにより、「想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合」に該当すると判断したことによるものであり、平成20年12月26日に満期保有目的に変更する旨の意思決定を行った上で、振替時の時価（288,058百万円）で変更を実施しております。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成21年3月31日現在）

	時価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金の額 （百万円）
外国債券	298,023	300,957	△56,728

（注） 海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格をもって時価としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって時価としております。経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を採用した債券の概要等については、「2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの」に記載しております。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	389,030	632,675	677,942	482,948
国債	295,221	359,353	632,640	481,766
地方債	5,053	4,852	1,910	—
短期社債	—	—	—	—
社債	88,755	268,468	43,391	1,181
その他	41,310	1,422,326	342,177	527,973
外国債券	23,073	1,288,495	264,764	319,496
その他	18,236	133,830	77,413	208,476
合計	430,341	2,055,001	1,020,120	1,010,921

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	10,102	83

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の 金銭の信託	12,000	12,000	—	—	—

（注） 当連結会計年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。



# 第 138 期 損 益 計 算 書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益	676,156	
信 資 金 託 運 用 報 酬	64,478	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	357,584	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	197,606	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	141,161	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	1,147	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	277	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	26	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	9,247	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	8,118	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	67,808	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	936	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	66,872	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	6,339	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	196	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	6,143	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	161,302	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	11,828	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	142,135	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	721	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	3,517	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	3,100	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	18,641	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	7,214	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	606	
貸 有 金 債 買 預 受 所 商 外 国 金 株 金	10,820	
経 常 収 益		676,156
経 常 損 益		638,182
経 常 損 益	202,009	
経 常 損 益	91,043	
経 常 損 益	18,759	
経 常 損 益	3,655	
経 常 損 益	28,391	
経 常 損 益	550	
経 常 損 益	24,052	
経 常 損 益	1,875	
経 常 損 益	5,777	
経 常 損 益	19,707	
経 常 損 益	8,195	
経 常 損 益	39,485	
経 常 損 益	431	
経 常 損 益	39,053	
経 常 損 益	58,367	
経 常 損 益	1,401	
経 常 損 益	56,965	
経 常 損 益	23,440	
経 常 損 益	12,286	
経 常 損 益	11,154	
経 常 損 益	143,417	
経 常 損 益	171,462	
経 常 損 益	39,446	
経 常 損 益	11,045	
経 常 損 益	3,631	
経 常 損 益	50,244	
経 常 損 益	427	
経 常 損 益	66,666	
経 常 損 益		37,973
経 常 損 益		25,042
経 常 損 益	839	
経 常 損 益	901	
経 常 損 益	23,301	
経 常 損 益		1,477
経 常 損 益	1,135	
経 常 損 益	341	
経 常 損 益		61,538
経 常 損 益	36,132	
経 常 損 益	△13,529	
経 常 損 益		22,602
経 常 損 益		38,936

# 第138期株主資本等変動計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	287,537
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	287,537
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	242,555
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	242,555
其他資本剰余金	
前期末残高	0
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	—
資本剰余金合計	
前期末残高	242,555
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	242,555
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	46,580
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	46,580
其他利益剰余金	
前期末残高	380,308
当期変動額	
剰余金の配当	△28,468
当期純利益	38,936
自己株式の処分	△24
土地再評価差額金の取崩	206
当期変動額合計	10,649
当期末残高	390,957
利益剰余金合計	
前期末残高	426,888
当期変動額	
剰余金の配当	△28,468
当期純利益	38,936
自己株式の処分	△24
土地再評価差額金の取崩	206
当期変動額合計	10,649
当期末残高	437,538

科 目	金 額
自己株式	
前期末残高	△441
当期変動額	
自己株式の取得	△66
自己株式の処分	54
当期変動額合計	△12
当期末残高	△453
株主資本合計	
前期末残高	956,540
当期変動額	
剰余金の配当	△28,468
当期純利益	38,936
自己株式の取得	△66
自己株式の処分	29
土地再評価差額金の取崩	206
当期変動額合計	10,636
当期末残高	967,177
評価・換算差額等	
其他有価証券評価差額金	
前期末残高	65,936
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△163,829
当期変動額合計	△163,829
当期末残高	△97,893
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	1,629
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,256
当期変動額合計	△3,256
当期末残高	△1,627
土地再評価差額金	
前期末残高	△4,306
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△205
当期変動額合計	△205
当期末残高	△4,511
評価・換算差額等合計	
前期末残高	63,259
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△167,291
当期変動額合計	△167,291
当期末残高	△104,032
純資産合計	
前期末残高	1,019,800
当期変動額	
剰余金の配当	△28,468
当期純利益	38,936
自己株式の取得	△66
自己株式の処分	29
土地再評価差額金の取崩	206
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△167,291
当期変動額合計	△156,654
当期末残高	863,145

## 第138期 個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準  
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。  
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～60年
そ の 他	2年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 繰延資産の処理方法  
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,877百万円であります。

- (2) 投資損失引当金  
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (3) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

- (5) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

- (6) 偶発損失引当金  
偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。

- (7) 移転関連費用引当金  
移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15,058百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は14,924百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

### (3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

### 10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中の「リース資産」が190百万円、「その他資産」中の「その他の資産」が2百万円、「その他負債」中の「リース債務」が201百万円、「資金調達費用」中の「その他の支払利息」が1百万円、「営業経費」が7百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は8百万円それぞれ減少しております。

### (債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第26号平成20年12月5日）が公表されたことに伴い、同実務対応報告を適用し、平成20年12月26日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の方針で保有した場合に比べ、「有価証券」中の「その他の証券」は2,933百万円増加、「繰延税金資産」は1,191百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,742百万円増加しております。なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「8. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

## 表示方法の変更

### (貸借対照表関係)

前事業年度において「その他の負債」に含めて表示していた「デリバティブ取引受入担保金」は、当事業年度末において資産の合計の100分の1を超えているため区分掲記しております。

なお、前事業年度の「その他の負債」に含まれている「デリバティブ取引受入担保金」は175,685百万円であります。

### (デリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債の表示方法)

当事業年度より、「特定取引資産」中の「特定金融派生商品」及び「特定取引負債」中の「特定金融派生商品」並びに「その他資産」中の「金融派生商品」及び「その他負債」中の「金融派生商品」に計上しているデリバティブ取引に関し、個別の取引に係る信用リスクの軽減額を適正に表示するため、金融商品会計に関する実務指針に定める要件を満たす取引について、それぞれ相殺して表示しております。これにより、従来の方針に比べ「特定取引資産」中の「特定金融派生商品」及び「特定取引負債」中の「特定金融派生商品」は1,499,769百万円、「その他資産」中の「金融派生商品」及び「その他負債」中の「金融派生商品」は1,622,747百万円、それぞれ減少しております。

## 追加情報

### (その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」中の「国債」は14,255百万円増加、「繰延税金資産」は5,787百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は8,467百万円増加しております。

当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により呈示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。



また、有価証券のうち、海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、外部業者から入手した価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」中の「その他の証券」は3,914百万円増加、「繰延税金資産」は1,589百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,071百万円増加、「その他の経常費用」は2,110百万円減少しております。

なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。

## 注記事項

### （貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額 354,820百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は17,297百万円、延滞債権額は62,374百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,456百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は94,129百万円であります。  
 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,184百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 

担保に供している資産	
特定取引資産	508,253百万円
有価証券	1,978,002百万円
貸出金	564,548百万円
担保資産に対応する債務	
預金	22,097百万円
売現先勘定	1,236,775百万円
借入金	701,607百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券698,894百万円、その他資産172百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は15,982百万円、デリバティブ取引の差入担保金は50,144百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,571,867百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,161,143百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。  
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,830百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 88,000百万円  
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 26,541百万円  
 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金772,240百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。  
 14. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託607,193百万円、貸付信託159,492百万円であります。  
 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は117,673百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 515円43銭  
 17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 関係会社に対する金銭債権総額 714,926百万円  
 19. 関係会社に対する金銭債務総額 740,963百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 信託報酬                 | 29百万円     |
| 資金運用取引に係る収益総額        | 13,344百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額         | 5,734百万円  |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 2,594百万円  |
- 関係会社との取引による費用
- |               |           |
|---------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 16,792百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額  | 27,452百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 17,081百万円 |
2. 「その他の経常収益」には、株式関連派生商品取引に係る収益7,396百万円を含んでおります。  
 3. 「その他の経常費用」には、内外クレジット投資関連の有価証券の減損損失48,928百万円を含んでおります。なお、当事業年度より内外クレジット投資関連の有価証券の処理に伴う損失については、「その他の経常費用」に含めて計上することとしております。  
 4. 「その他の特別利益」は、退職給付信託設定益21,538百万円及びレポ取引に係る誤納金返還等請求訴訟の判決の確定に伴う還付加算金1,763百万円であります。
5. 1株当たり当期純利益金額 23円25銭  
 6. 関連当事者との重要な取引の内容は以下のとおりであります。  
 子会社及び子法人等、関連法人等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社及び 子法人等	STB Finance Cayman Limited	所 有 直接100%	役員の兼任 金銭貸借 預金取引	資金の借入	29,500	借入金	251,740
				資金の返済	15,800		
				債務保証	251,740	支払承諾 見返	251,740

(注) 資金の借入はSTB Finance Cayman Limitedが発行している劣後社債と同等の条件により資金を借り入れたものであり、債務保証は当該社債に対するものであります。

## (株主資本等変動計算書関係)

## 1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式 普通株式	477	109	61	525	注1、2

(注) 1. 普通株式の株式数の増加109千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の株式数の減少61千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

## 2. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	前事業年度末残高	当事業年度変動額	当事業年度末残高
海外投資等損失準備金	0百万円	△0百万円	0百万円
別途準備金	301,870百万円	40,000百万円	341,870百万円
繰越利益剰余金	78,438百万円	△29,350百万円	49,087百万円

## (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	735,197	394

## 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	331,345	338,510	7,164	7,164	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	24,288	24,431	142	142	0
その他	300,957	298,023	△2,933	12,274	15,207
外国債券	300,957	298,023	△2,933	12,274	15,207
合計	656,591	660,964	4,373	19,581	15,208

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格をもって時価としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって時価としております。これにより、外部業者から入手した価格をもって時価とした場合に比べ、「外国債券」の時価及び差額は24,401百万円増加しております。

なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）  
該当ありません。
4. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	432,577	408,008	△24,568	45,645	70,214
債券	1,540,872	1,561,195	20,323	22,416	2,093
国債	1,416,534	1,437,271	20,737	22,105	1,368
地方債	11,758	11,766	7	21	13
短期社債	—	—	—	—	—
社債	112,580	112,158	△421	289	711
その他	2,109,252	2,045,033	△64,218	14,290	78,508
外国株式	343	434	90	103	12
外国債券	1,618,748	1,573,994	△44,754	10,630	55,385
その他	490,160	470,605	△19,554	3,556	23,110
合計	4,082,702	4,014,238	△68,464	82,351	150,815

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。当事業年度における減損処理額は、103,586百万円（うち、株式30,835百万円、社債1,283百万円、外国債券52,686百万円、その他18,780百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

4. 変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「国債」の貸借対照表計上額及び評価差額は14,255百万円増加しております。

当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により提示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。

5. 海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、外部業者から入手した価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「外国債券」の貸借対照表計上額は3,914百万円増加、評価差額は1,804百万円増加しております。

なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）  
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	9,093,057	148,352	19,013

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	288,880
関連法人等株式	35,212
その他有価証券	
非上場内国債	290,350

8. 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部について、「満期保有目的の債券」に区分を変更しております。当該区分変更は、海外クレジット投資関連の資産担保証券の市場における取引が著しく停滞していることなどにより、「想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合」に該当すると判断したことによるものであり、平成20年12月26日に満期保有目的に変更する旨の意思決定を行った上で、振替時の時価（288,058百万円）で変更を実施しております。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成21年3月31日現在）

	時価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表に計上された その他有価証券評価 差額金の額(百万円)
外国債券	298,023	300,957	△56,728

(注) 海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格をもって時価としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって時価としております。経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を採用した債券の概要等については、「2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの」に記載しております。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	393,840	652,499	677,891	482,948
国債	295,081	359,178	632,589	481,766
地方債	5,003	4,852	1,910	—
短期社債	—	—	—	—
社債	93,755	288,468	43,391	1,181
その他	39,506	1,409,664	341,577	527,973
外国債券	21,269	1,275,837	264,164	319,496
その他	18,236	133,827	77,413	208,476
合計	433,347	2,062,164	1,019,469	1,010,921

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	10,102	83

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	12,000	12,000	—	—	—

(注) 当事業年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	66,910百万円
有価証券償却税分	66,861百万円
貸倒引当金損算入限度超過額 (貸出金償却含む)	53,529百万円
退職給付引当金	13,363百万円
その他	3,021百万円
繰延税金資産小計	203,686百万円
評価性引当額	△8,743百万円
繰延税金負債との相殺	△3,661百万円
繰延税金資産合計	191,282百万円

繰延税金負債

その他	3,661百万円
繰延税金負債小計	3,661百万円
繰延税金資産との相殺	△3,661百万円
繰延税金負債合計	—百万円

差引：繰延税金資産の純額 191,282百万円

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

住友信託銀行株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 河合利治 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 白川芳樹 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小倉加奈子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第26号平成20年12月5日）が公表されたことに伴い、同実務対応報告を適用し、平成20年12月26日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

住友信託銀行株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 河 合 利 治 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 白 川 芳 樹 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

個別注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第26号平成20年12月5日）が公表されたことに伴い、同実務対応報告を適用し、平成20年12月26日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第六号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制、以下「内部統制システム」といいます）の整備状況、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢等を重点監査事項として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、随時本店及び支店において業務の状況を实地調査いたしました。实地調査にあたっては内部監査部門との連係に努めました。さらに、内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠して、監視し検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、常勤監査役が主要な子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会及び監査役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び関係部門の取締役等から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人については会議や实地調査への立会い等により会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会意見書）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月13日

住友信託銀行株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 鈴木 優 (印)

監査役(常勤) 高村 幸一 (印)

監査役(常勤) 野口 裕史 (印)

監査役 前田 庸 (印)

監査役 平尾 光司 (印)

(注) 監査役高村幸一、監査役前田 庸及び監査役平尾光司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

ご参考

第138期末信託財産残高表

平成21年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産		金 額	負 債		金 額
貸 出	金	369,126	金 銭 信 託		13,679,006
証 書 貸 付	付	227,012	年 金 信 託		5,999,483
手 形 貸 付	付	142,113	財 産 形 成 給 付 信 託		9,268
有 価 証 券	351,435		貸 付 信 託		161,907
国 債	94,255		投 資 信 託		24,659,872
地 方 債	29		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託		2,439,777
社 債	58,948		有 価 証 券 の 信 託		17,200,893
株 式	68		金 銭 債 権 の 信 託		9,271,464
外 国 証 券	198,132		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託		51,863
信 託 受 益 権	65,304,242		包 括 信 託		9,297,432
受 託 有 価 証 券	420,212		そ の 他 の 信 託		0
金 銭 債 権	9,524,281				
生 命 保 険 債 権	0				
住 宅 貸 付 債 権	6,784,475				
そ の 他 の 金 銭 債 権	2,739,806				
有 形 固 定 資 産	4,485,986				
動 産	97				
不 動 産	4,485,888				
無 形 固 定 資 産	37,706				
地 上 権	15,510				
不 動 産 の 賃 借 権	22,160				
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	34				
そ の 他 の 債 権	1,505,504				
一 ル 口 一	32,700				
銀 行 勘 定 貸 金	547,115				
現 金 預 け	192,657				
預 け 金	192,657				
合 計	82,770,968		合 計		82,770,968

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。  
 3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額65,262,953百万円を含んでおります。  
 4. 共同信託他社管理財産2,501,909百万円  
 5. 元本補てん契約のある信託の貸出金279,719百万円のうち破綻先債権額は17百万円、延滞債権額は14,212百万円、3カ月以上延滞債権額は一百万円、貸出条件緩和債権額は266百万円、以上合計額は14,496百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	279,719	元 本	607,193
有 価 証 券	48	債 権 償 却 準 備 金	631
そ の 他	328,380	そ の 他	323
計	608,148	計	608,148

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 付 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	—	元 本	159,492
有 価 証 券	—	特 別 留 保 金	1,011
そ の 他	161,923	そ の 他	1,419
計	161,923	計	161,923

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付け、業績に応じた株主利益還元策を実施することを基本方針とし、連結当期純利益に対する配当性向の目標を30%程度としております。

当期につきましては、誠に遺憾ながら大幅減益の決算となりましたが、上記の配当方針のもと、減益の要因及び今後の中期的な見通し等を勘案し、普通株式の期末配当を、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円50銭 総額2,511,904,640円

なお、中間配当金（1株につき8円50銭）を含めました当期の年間配当金は1株につき10円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途準備金 30,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 30,000,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

#### 1. 変更の目的

(1) 平成19年9月30日に「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）が施行され「証券取引法」が「金融商品取引法」に改組されたこと、及び平成20年1月4日に「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」（平成14年法律第65号）が施行され「社債等登録法」が廃止されたことに伴い、現行定款第2条の変更を行うものであります。

(2) 金融機関の使命である円滑な資金供給を行いつつ、持続的成長を実現していくためには、質・量の両面において十分な自己資本を維持していく必要があります。金融環境の変化に柔軟に対応し、最適な資本政策の選択肢を確保する観点から、優先株式に係る条文を新設し、当該各株式に関する関連条文の整備を行うものであります。

(3)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条(株券の発行)、第8条第2項(単元未満株券の不発行)及び第9条における実質株主名簿に関する規定は不要となりますので、これらを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 信託業務</p> <p>(2) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引ならびに為替取引</p> <p>(3) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務</p> <p>(4) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他証券取引法により銀行または信託会社が営むことができる業務</p> <p>(5) <u>担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律</u>により銀行または信託会社が営むことができる業務</p> <p>(6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 信託業務</p> <p>(2) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引ならびに為替取引</p> <p>(3) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務</p> <p>(4) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他<u>金融商品取引法</u>により銀行または信託会社が営むことができる業務</p> <p>(5) <u>担保付社債信託法その他の法律</u>により銀行または信託会社が営むことができる業務</p> <p>(6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p>	<p>金融商品取引法に法令名を変更するものであります。</p> <p>社債等登録法が廃止されたことに伴い、削除するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由																										
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>30億株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,400,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第4回第二種優先株式（以下併せて「第二種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第三種優先株式（以下併せて「第三種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、第1回ないし第4回第四種優先株式（以下併せて「第四種優先株式」といい、第二種優先株式および第三種優先株式と併せて「優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株をそれぞれ超えないものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="642 677 1002 1050"> <tr><td>普通株式</td><td>3,000,000,000株</td></tr> <tr><td>第1回第二種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> <tr><td>第2回第二種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> <tr><td>第3回第二種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> <tr><td>第4回第二種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> <tr><td>第1回第三種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第2回第三種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第3回第三種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第4回第三種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第1回第四種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第2回第四種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第3回第四種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第4回第四種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> </table> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式および各種類の優先株式のそれぞれにつき1,000株とする。</u></p> <p>(削除)</p>	普通株式	3,000,000,000株	第1回第二種優先株式	200,000,000株	第2回第二種優先株式	200,000,000株	第3回第二種優先株式	200,000,000株	第4回第二種優先株式	200,000,000株	第1回第三種優先株式	100,000,000株	第2回第三種優先株式	100,000,000株	第3回第三種優先株式	100,000,000株	第4回第三種優先株式	100,000,000株	第1回第四種優先株式	100,000,000株	第2回第四種優先株式	100,000,000株	第3回第四種優先株式	100,000,000株	第4回第四種優先株式	100,000,000株	<p>金融環境の変化に柔軟に対応し、最適な資本政策の選択肢を確保する観点から、優先株式に係る条文を新設することとし、各種類の株式の発行可能株式総数を定めるものであります。</p> <p>株券電子化に伴い、株券不発行となるため削除するものであります。</p> <p>各種優先株式の新設に対応するものであります。</p> <p>株券電子化に伴い、株券不発行となるため削除するものであります。</p>
普通株式	3,000,000,000株																											
第1回第二種優先株式	200,000,000株																											
第2回第二種優先株式	200,000,000株																											
第3回第二種優先株式	200,000,000株																											
第4回第二種優先株式	200,000,000株																											
第1回第三種優先株式	100,000,000株																											
第2回第三種優先株式	100,000,000株																											
第3回第三種優先株式	100,000,000株																											
第4回第三種優先株式	100,000,000株																											
第1回第四種優先株式	100,000,000株																											
第2回第四種優先株式	100,000,000株																											
第3回第四種優先株式	100,000,000株																											
第4回第四種優先株式	100,000,000株																											

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株式に関する取扱い、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第10条 当社は、第30条第1項に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下当該配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、優先配当金の支払の直前事業年度中に第10条の2に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>各種類の第二種優先株式</p> <p>1株につき年150円を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>株券電子化に伴い、実質株主名簿に関する規定が不要となるため変更するものであります。</p> <p>株券電子化に伴い、株券不発行となるため変更、及び条文の整備を行うものであります。</p> <p>各種優先株式の新設に対応し、定款において定めるべき種類株式の配当額算定について要綱を定めるものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
	<p><u>各種類の第三種優先株式</u>  <u>1株につき年100円を上限とし</u>  <u>てその発行に際して取締役会の</u>  <u>決議で定める額</u></p> <p><u>各種類の第四種優先株式</u>  <u>1株につき年100円を上限とし</u>  <u>てその発行に際して取締役会の</u>  <u>決議で定める額</u></p> <p>2. <u>ある事業年度において、優先株</u>  <u>主または優先登録株式質権者に対し</u>  <u>て行う金銭による剰余金の配当の額</u>  <u>が優先配当金の額に達しないとき</u>  <u>は、その不足額は翌事業年度以降に</u>  <u>累積しない。</u></p> <p>3. <u>優先株主または優先登録株式質</u>  <u>権者に対しては、優先配当金の額を</u>  <u>超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>	
(新設)	<p><u>(優先中間配当金)</u></p> <p><u>第10条の2 当社は、第30条第2項に</u>  <u>定める中間配当を行うときは、優先</u>  <u>株主または優先登録株式質権者に対</u>  <u>し、普通株主または普通登録株式質</u>  <u>権者に先立ち、各種類の優先株式1</u>  <u>株につき優先配当金の額の2分の1</u>  <u>を上限としてその発行に際して取締</u>  <u>役会の決議で定める額の金銭による</u>  <u>剰余金の配当（以下当該配当により</u>  <u>支払われる金銭を「優先中間配当</u>  <u>金」という。）を行う。</u></p>	<p>各種優先株式の新設に対応し、定款において定めるべき種類株式の配当額算定について要綱を定めるものであります。</p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第10条の3 当社は、残余財産を分配</u>  <u>するときは、優先株主または優先登</u>  <u>録株式質権者に対し、普通株主また</u>  <u>は普通登録株式質権者に先立ち、各</u>  <u>種類優先株式1株につき1,000円を</u>  <u>支払う。</u></p> <p>2. <u>優先株主または優先登録株式質</u>  <u>権者に対しては、前項のほか、残余</u>  <u>財産の分配は行わない。</u></p>	<p>各種優先株式の新設に対応し、定款において定めるべき種類株式の残余財産の分配について記載するものであります。</p>



現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u>  <u>第10条の4 当社は、各種類の第二種優先株式および各種類の第三種優先株式については、その発行に際して取締役会の決議で定める日以降、当該決議で定める市場実勢や当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる取得価額の金銭の交付と引換えに、その発行後に当社が取締役会の決議で別に定める日に、当該種類の優先株式の全部または一部を取得することができる。</u>  <u>2. 前項に基づき一部取得をするときは、抽選または按分比例の方法により行う。</u></p>	<p>各種優先株式の新設に対応し、定款において定めるべき種類株式の金銭を対価とする取得条項について記載するものであります。</p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u>  <u>第10条の5 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなときは当該株主総会より、その旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</u></p>	<p>各種優先株式の新設に対応し、定款において定めるべき種類株式の議決権について記載するものであります。</p>
(新設)	<p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</u>  <u>第10条の6 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u>  <u>2. 当社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>  <u>3. 当社は、優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>	<p>各種優先株式の新設に対応し、定款において定めるべき種類株式の併合・分割等の取扱いについて記載するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(新設)	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u>  <u>第10条の7 各種類の第三種優先株式または各種類の第四種優先株式を有する優先株主は、その発行に際して取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該種類の優先株式を取得すると引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u>  <u>2. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p>	<p>各種優先株式の新設に対応し、定款において定めるべき種類株式に係る取得請求権の内容について記載するものであります。</p>
(新設)	<p><u>(普通株式を対価とする取得条項)</u>  <u>第10条の8 当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった各種類の第三種優先株式および各種類の第四種優先株式を、当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が当該種類の優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額を下回るときは、当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を当該決議で定める額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。</u>  <u>2. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p>	<p>各種優先株式の新設に対応し、定款において定めるべき種類株式の普通株式を対価とする取得条項について記載するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(新設)	<u>(優先順位)</u> <u>第10条の9 各種類の優先株式の優先配  当金、優先中間配当金および残余財  産の支払順位は、同順位とする。</u>	各種優先株式の新設に対応し、定款において定めるべき種類株式の配当金・残余財産の支払優先順位について記載するものであります。
(新設)	<u>(除斥期間)</u> <u>第10条の10 第32条の規定は、優先配当  金および優先中間配当金の支払につ  いてこれを準用する。</u>	各種優先株式の新設に対応し、定款において定めるべき種類株式の配当金に関する除斥期間について記載するものであります。
第3章 株主総会 第11条～第16条 (条文省略)	第3章 株主総会 第11条～第16条 (現行どおり)	
(新設)	<u>(種類株主総会)</u> <u>第16条の2 第12条第2項、第13条、第  15条および第16条の規定は、種類株  主総会についてこれを準用する。</u> <u>2. 第14条第1項の規定は、会社法  第324条第1項の規定による種類株  主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3. 第14条第2項の規定は、会社法  第324条第2項の規定による種類株  主総会の決議にこれを準用する。</u>	各種優先株式の新設に対応し、種類株主総会に関する定めについて記載するものであります。
以上	以上	

### 第3号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（12名）が任期満了となります。  
つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	たか はし あつし 高 橋 温 (昭和16年7月23日生)	昭和40年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 業務部長委嘱 平成5年6月 当社取締役 企画部長委嘱 平成5年6月 当社常務取締役 企画部長委嘱 平成7年2月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成10年3月 当社取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長（現任）	159,000株
2	はた べ たか あき 幡 部 高 昭 (昭和23年4月5日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年6月 当社執行役員 総合資金部長委嘱 平成12年4月 当社常務執行役員 平成12年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成13年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成15年4月 当社取締役兼常務執行役員 市場事務部長委嘱 平成15年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成18年6月 当社取締役兼副社長執行役員 平成20年1月 当社取締役副会長（現任）	80,000株
3	つね かいげ ひとし 常 陰 均 (昭和29年8月6日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 企画部長委嘱 平成17年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成20年1月 当社取締役社長（現任） (当社における担当) 業務監査部統轄	28,000株
4	おお つか あき お 大 塚 明 生 (昭和28年3月16日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年4月 当社執行役員 東京法人信託営業第一部長委嘱 平成16年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成16年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員（現任） (当社における担当) 受託事業統括役員	26,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
5	むこう はら きよし 向原 潔 (昭和27年2月11日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 審査第一部長委嘱 平成16年4月 当社執行役員 ホールセール企画部長委嘱 平成16年6月 当社常務執行役員 ホールセール企画部長委嘱 平成17年6月 当社常務執行役員 平成18年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員(現任) (当社における担当) 顧客グループ・近畿圏統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員	42,157株
6	すぎ た てる ひこ 杉田 光彦 (昭和26年7月14日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 東京営業第一部長委嘱 平成17年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 審査部長委嘱 平成19年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成21年5月 当社取締役兼専務執行役員 資産金融部長委嘱(現任) (当社における担当) 顧客グループ・ホールセール事業統括役員 兼顧客グループ・プロダクツ副担当役員 兼顧客グループ・大企業取引店部統括役員 兼顧客グループ・地方総合店統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員 兼投融资管理グループ長 資産金融部長	40,000株
7	あん どう とも あき 安藤 友章 (昭和26年4月27日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 名古屋地区統括支配人 兼名古屋支店長委嘱 平成17年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員(現任) (当社における担当) 顧客グループ長 兼顧客グループ・リテール事業統括役員 兼顧客グループ・リテール営業店統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員	22,000株
8	くさ かわ しゅう いち 草川 修一 (昭和29年12月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 人事部長委嘱 平成18年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成18年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任) (当社における担当) 本店総括部、総務部、人事部、リスク統括部、調査部統轄	26,639株
9	はっ とり りき や 服部 力也 (昭和29年2月3日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 金融法人部長委嘱 平成18年6月 当社常務執行役員 金融事業企画部長委嘱 平成19年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成20年10月 当社取締役兼常務執行役員 不動産営業開発部長委嘱 平成21年5月 当社取締役兼常務執行役員(現任) (当社における担当) 顧客グループ・不動産事業統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員	23,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
10	ついですみかず 筒井澄和 (昭和31年11月11日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 総合資金部長委嘱 平成18年6月 当社執行役員 本店支配人 兼マーケット資金事業部門経営管理ユニット長 兼同部門財務ユニット長 兼同部門開発投資ユニット長委嘱 平成19年6月 当社執行役員 本店支配人兼マーケット資金 事業部門経営管理ユニット長 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員 経営管理ユニッ ト長委嘱 平成20年5月 当社取締役兼常務執行役員 (現任) (当社における担当) マーケット資金事業統括役員	23,000株
11	おおくほてつお 大久保哲夫 (昭和31年4月6日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員 業務部長委嘱 平成19年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成19年6月 当社執行役員 平成20年1月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員 (現任) (当社における担当) 企画部統轄 顧客グループ営業店部業推役員	21,000株
12	さやとじゅんいち 佐谷戸淳一 (昭和30年9月27日生)	昭和53年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員 米州地区統括支配人兼ニュー ヨーク支店長委嘱 平成20年5月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員 (現任) (当社における担当) 管理部、業務管理部、事務推進部統轄	11,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 野口裕史及び平尾光司の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、星野敏雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	つば い たつ や 坪 井 達 也 (昭和30年9月18日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年4月 当社年金信託部長 平成17年6月 当社リスク統括部長 平成20年5月 当社業務監査部長 平成20年6月 当社執行役員 業務監査部長委嘱 平成21年5月 当社執行役員 本店支配人委嘱(現任)	12,609株
2	ほし の とし お 星 野 敏 雄 (昭和19年12月22日生)	昭和44年4月 花王石鹼株式会社(現 花王株式会社)入社 平成4年6月 花王株式会社 取締役 平成8年6月 花王株式会社 常務取締役 平成10年8月 花王株式会社 常務取締役 兼ニベア花王株式会社 代表取締役社長 平成12年6月 花王株式会社 代表取締役専務取締役 兼ニベア花王株式会社 代表取締役社長 平成14年6月 花王株式会社 代表取締役専務取締役 執行役員 兼ニベア花王株式会社 代表取締役社長 平成15年6月 花王株式会社 代表取締役 専務執行役員 兼ニベア花王株式会社 代表取締役社長 平成19年7月 ニベア花王株式会社 代表取締役社長退任 平成20年6月 花王株式会社 代表取締役 専務執行役員退任	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 星野敏雄氏は、優れた企業理念と先進的な経営管理手法を有する花王株式会社における豊富な経験及び高い見識を有していることから、当社の監査役としてその職務を尽くすのにふさわしく、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 星野敏雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低限度額であります。
4. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

住友ビルディング12階会議室  
(所在地：大阪府中央区北浜四丁目5番33号)



- 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車4号または10号出口より徒歩約3分
- 地下鉄四つ橋線肥後橋駅下車1A号、1B号または5A号出口より徒歩約4分
- 京阪電鉄淀屋橋駅下車4号出口より徒歩約3分

(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。

